

第七十二回 参議院商工委員会會議録第十六号

昭和四十九年五月二十一日(火曜日)

午前十時十八分開会

委員の異動

五月十七日

辞任

小山邦太郎君

柴田 榮君

野坂 参三君

五月二十一日

辞任

安田 隆明君

補欠選任

安田 隆明君

矢野 登君

須藤 五郎君

補欠選任

嶋崎 均君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

剣木 亨弘君

竹内 藤男君

大矢 正君

藤井 恒男君

小笠 公昭君

大谷藤之助君

嶋崎 均君

林田悠紀夫君

細川 護熙君

小野 明君

林 虎雄君

中尾 辰義君

須藤 五郎君

国務大臣

政府委員

官

通商産業大臣

通商産業政務次

官

中曾根康弘君

楠 正俊君

通商産業大臣官

房長

通商産業大臣官

房審議官

通商産業省貿易

局長

事務局側

常任委員会専門

員

菊地 拓君

増田 実君

矢野俊比古君

濃野 滋君

本日

の会議に付した案件

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(剣木亨弘君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十七日、小山邦太郎君、柴田榮君及び野坂参三君が委員を辞任され、その補欠として安田隆明君、矢野登君及び須藤五郎君が選任されました。

○委員長(剣木亨弘君) 輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中曾根通商産業大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

わが国経済が今後とも世界経済と調和のとれた発展を遂げていくためには、重要物資の安定的供給確保をはかるとともに、輸出構造の高度化を進めていかなければなりません。なかんずく、今後の輸出構造の高度化の中核をなすところのプラン

ト類の輸出につきましては、発展途上国の発展に寄与し、国際的な摩擦を惹起しない輸出であると考えられますが、これらの輸出は、発展途上国の資金不足等から代金の回収が長期間にわたるため、流動的な国際通貨情勢の影響を全面的にこうむる状況にあります。したがって、これらの輸出取引の安定化をはかるため、外国為替相場の変動にかかる危険を担保する道を開く必要がありま

また、国内資源に乏しいわが国においては、原油等鉱物のほか、国民生活に不可欠な羊毛、綿花、木材その他の農林畜水産物の長期かつ安定的な輸入の確保が重要な問題となっており、そのための海外投融資の推進が必要であると考

輸出保険制度は、輸出、海外投資等の対外取引に伴って生ずる種々の危険負担を分散し、軽減することによってわが国対外取引の健全な発達をはかるうとするものでありますが、現行の制度は、以上述べたような今日の国際環境下におけるわが国対外取引の実態に十分対処し得ない面があり、かねてよりその拡充の必要性が痛感されていたところでありま

このような実情にかんがみ、現行の輸出保険制度に所要の改正を加えることとし、本改正案を提案した次第であります。

次に、改正案の内容を御説明いたします。

改正点の第一は、為替変動保険の新設であります。

代金等の回収が長期にわたる貨物の輸出または技術の提供もしくはこれに伴う労務の提供をした場合に、特定の外国通貨建てのものについて、輸出取引等の安定化をはかるため、西ドイツ、フランス等においてすでに実施を見ている為替変動保険を新設することといたしました。これは、保険

契約の締結の申し込み後決済期限までに外国為替相場が三%をこえて円高になった場合に、輸出貨物の代金等について受ける損失を、一定の範囲内においてん補しようとすることを主たる内容とするものであります。

改正点の第二は、海外投資保険の拡充であります。

現行におきまして、付保の対象となる海外投資は、経営参加株式の取得、経営参加外国企業に対する融資等のほか、長期契約に基づき輸入される鉱物の開発のための現地企業に対する融資等に限られておりますが、鉱物以外の重要物資につきましてもその開発のための融資等を新たに付保の対象とすることといたしました。

以上がこの法律の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(剣木亨弘君) 次に、補足説明を聴取いたします。濃野貿易局長。

○政府委員(濃野滋君) 輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、若干の補足説明を申し上げます。

輸出保険制度につきましては、昭和二十五年の制度創設以来、累次の改正を行ない、現在では、七種類の保険制度を有しております。

その利用状況を見ますと、昭和四十七年度におきましては、保険引き受け件数にいたしまして五十五万五千件、保険金額にいたしまして四兆七千六百億円と、輸出保険機関にいたしましては世界第一位の引き受け規模となっております。

の多様化等、内外諸事情の変化に対応して制度の拡充をせざるには十分果たし得ないと考えられるところでございます。このような実情に鑑み、政府といたしましては、今回、御審議いただきま

す改正法案を提案した次第でございます。まず、改正点の第一でございます。為替変動保険の新設につきまして御説明申し上げます。

プラント類、船舶、鉄道車両等の輸出取引等につきましましては、通常その代金等が巨額であること、返済の原動力となる生産活動等が軌道に乗るまでには長時間を要すること、多くの場合仕向け先が発展途上国であるため、資金が不足していること等の理由によりまして、その支払いが中長期にわたる延べ払いの形でなされておりますが、一方国際通貨情勢は、ここ一兩年激変をいたしました、円とドルとの関係も一ドル・三百六十円時代は終了し、三百八十円となり、さらに変動相場制に移行するに及んで二百六十五円から三百円、そして二百七十円台と大きくゆれてきたところでございます。

このように流動的な国際通貨情勢のもとで、プラント類の輸出等今後の輸出構造高度化の中核をなす輸出取引等の安定化をはかるため、わが国といたしましては、西ドイツ、フランス等においてすでに実施を見ている為替変動保険を新設することとした次第でございます。

次に、改正点の第二といたしまして、海外投資保険の拡充につきまして御説明申し上げます。

申すまでもなく、わが国経済の安定のためには、国民生活関連物資の長期かつ安定的な確保が重要な課題でございます。わが国企業が経営参加できる開発参加方式及びいわゆる融資買込にかかわるリスクにつきましては、いままでの改正で十分なリスクカバーがはかられております。

しかしながら、鉱物以外の重要物資につきましても、資源ナショナルリズムの興隆等により、必ずしもわが国企業が経営参加できない場合もあり、また、発展途上国の自主開発に協力するという趣旨からも、今回、重要物資の開発のための融資等

を新たに付保の対象とすることとしたわけでございます。

以上、簡単ではございますが、若干の補足説明を申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(御木幸弘君) 以上で説明の聴取を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小野明君 輸出保険法の一部改正について質問をいたしたいと思います。

第一に、五月十八日の日経によりまして、OECDにおいて、先進国企業の海外投資につきまして行動基準を設ける、そうして、発展途上国において起こっておりますような企業の接収を事前に防止しよう、こういう趣旨の行動基準づくりが報ぜられておるわけでありまして。

そこで、その内容並びにOECDにおける基準づくりに対するわが国政府の方針というものはどういふものでありますのか、それを説明をいたしたいと思います。

○政府委員(渡野滋君) ただいま先生の御指摘のありました、五月十八日の日本の新聞が報じております、OECDの場におきまして海外投資に関する行動基準をつくっておるといふ御質問でございますが、OECDの関係委員会におきまして各国の国際投資問題、それから多国籍企業の問題につきましまして、いろいろな検討が行なわれておりますことは事実でございますけれども、ここに報道されておりますように、発展途上国において生ずるおそれのございます企業接収の防止のための対策についての検討というものは、現在行なわれておりません。むしろ、現在いろいろな研究されておりますのは、主として先進国間の国際投資に關しまして現在行なっております多国籍企業の実態把握、どういふ動きをしておるかという実態把握、これが一つでございます。

第二は、企業活動のルールづくり、こういう問題につきましまして、委員会あるいは専門家の会合を開きまして、いろいろ検討行なっておるといふのが事実でございます。まず、わが国といたしましては、現在、米国を中心とする多国籍企業の受け入れ国であるという事実がございました。同時に、これから先を考えますと、日本の企業の海外活動が相当活発化することが予想されますが、それに伴いまして、むしろ日本自身がいわゆる多国籍企業の母国と申しますか、主体になることも予想されますので、私もいたしましては、こういうOECD等の場を通じて、国際的な協力のもとに多国籍企業問題の検討に参加していくべきである、こういう考え方で対処をいたしております。

○小野明君 従来は受け入れ国であつたわけでありまして、いまお話をいたしましたように、かなり企業行動について国際的な基準をむしろ積極的につくっていく、そうして守らなければならぬという方向にあることは確かであると思つて、ただ、これによりまして、乗っ取り防止といふことも、接収防止に重点が置かれたような対策といふことも、むしろ後進国対策といふことも、それにウエートがかかりまして、そういうことは結局また途上国に對するよりきびしい警戒心、あるいはこのテークオーバーのより積極的な推進と、逆にそういう役目を果たしていくのではないかとこの危惧が感じられるわけでありまして、で、わが国も、たしかあれ東洋工業でありますか、接収を受けたと思つて、それらの事例をこの際御説明いただきながら、このOECDの活動といふことも、この方向というものをどう見ていくべきかという点について、さらに御説明をいただきたいと思つております。

○政府委員(渡野滋君) ただいま先生の御指摘のございましたように、発展途上国に進出をし、その発展途上国におきましていわゆる接収問題が起ころ、それに対処するんだというふうな検討は、先ほど申し上げましたように、OECDの場ではそういうことに主力をおきましての検討はいたしておりますが、確かにそういう点に力を合わせ

れば、いま先生御指摘のような問題が起ころということは、むしろ当然だと思つて、現在までに日本の海外進出、大体昭和二十六年に海外投資が開始をされましたから昨年暮れまでぐらゐの間に、件数といたしましては、合計いたしまして八千八百件程度、金額にいたしましては、合計をいたしまして九十五億ドル程度の海外投資が行なわれておりますが、海外投資につきましまして先方からいへば、ザイルで見られましたような特定の部門につきましましての現地の現地人による企業所有、あるいは企業運営しか認めないというふうな例は、広い意味での国有化、接収といふことの事例は非常に少のうございまして、むしろこの間のザイルの案件が初めてといつて差しつかえないのではないかと思います。

私もいたしましては、やはり特に発展途上国における海外投資にあたりましては、現地側の考え方、それは政府の政策もございましょうし、現地の民間人の感情あるいは企業の運営のやり方等にマッチをいたしまして、相手方と十分協調した姿勢で、態度で、行動で海外投資を進めていくということ、民間側にも十分そういう行動を期待すると同時に、私もいたしまして、いろいろな手段を通じて、海外投資がスムーズにいくように政府としてバックアップをしていくということが必要だと、こういうふうな考えをしております。

○小野明君 最近、総理が東南アジア訪問の際も、日本企業に対するきびしい批判というものが行動になつてあらわれましたことは、御承知のとおりであります。そうしますと、まあ東南アジアにおける日本企業のあり方というものが、今後海外投資を進めていこうとする、促進しようとするこの法律案の趣旨から見ても、非常に警戒をすべき点ではないかと思つて、で、まあ関連してあります、東南アジアにおける日本企業で最も批判されている点ですね、今後、それをどのように修正するように指導をしてまいられるのであるか、その点をあわせてお尋ねをいたしま

す。

○政府委員(濃野滋君) 海外投資は、わが国におきましては、現在先生御案内のように、いわゆるOECDの自由化コードに従いまして逐次自由化をしてまいりまして、現在は特定の部門を除きましては、いわゆる日本銀行による自動許可制という形をとっております。しかし、私どももいたしましては、やはり国際的な問題のある、あるいは問題を引き起こすおそれのあるケースにつきましては、これをいわゆる行政指導というふうなことでチェックをしていくという方向をとりたいたと考えておりますし、基本的には、海外投資は現在のよきな日本のシステムのもとでございますと、企業の自主的な判断に期待をするという点が非常に多いわけでございます。御案内のように、業界におきましても、海外投資における一つの行動基準というものをめぐりまして、これをひとつ守っていかうという動きがございますし、現実にもその実際の実施状況をチェックしますために、関係団体で新しい組織をつくってやっています。私どもはこういう方向は非常にけっこうなことだと思っておりますが、政府といたしましては、ただいま申し上げましたように、いろいろな手段を通じて円滑な海外投資が行なわれるように指導していきたい。

具体的に申し上げますと、私どもの持っております輸出保険法の中に、いわゆる海外投資保険というのがございますが、この投資保険の付保の申し出がありましてある場合に、向こう側の政府の海外投資受け入れに対するいろいろな考え方があるかどうかが、あるいは、いわゆる公害輸出というふうな非難を受けるようなおそれがないかどうかというふうな技術的なチェック等、保険制度の運用を通じまして、非常に円滑な、向こうと問題を起さない海外投資が進められるように指導していきたいと、こういうふうに考えております。

○小野明君 次に、イタリアが外貨事情の悪化のために最近とりました輸入制限の内容、及びこれ

に伴うわが国への影響等について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(濃野滋君) イタリアは、今月の五月七日以降、いわゆる国際収支対策と申しますか、国際収支の改善、それから国内の流動性の引き締めというのをねらいといたしまして、一次産品と一部の資本財を除きまして、大体イタリアの総輸入の中で七割程度になるのではないかと云われておりますけれども、

〔委員長退席、理事竹内藤男君着席〕
品目数にいたしまして六百三十五品目、これにつきまして輸入価格の五〇%相当の預金を通関のときいわゆる輸入保証金として積むと、こういう制度を導入をいたしました。

日本の対イタリア輸出というのがどのくらいになっているかということでございますが、日本のイタリア輸出は、逐年増加をしておりますが、一九七三年、昨年の実績で申し上げますと、輸出が約三億でございます。輸入も同様に二億九千五百万、ほぼ三億でございます。日本の総輸出の比率から申し上げますと、昨年で見ますと〇・八%と一%以下でございます。輸出市場としての地位はかなり小さいわけでございます。それから、品目別に当たってみますと、特にイタリア市場だけに依存をしております、イタリア市場に対する輸出の依存度が高いというものがあまりございませぬという理由から、一部の機械、機器類は若干の輸出の縮小のおそれがございますけれども、特に大きな打撃を受けるというところはないかと、こういう私も見通しを持っております。したがって、イタリアのこの新しい輸入保証金と申しますか、この制度につきましては、EC内部等ではいろいろ議論ございましたけれども、日本の立場といたしましては、二国間の問題として特別なアクションはとらないで、当面はガットでございますとかOECDの場、ここにおきましてこの本問題を非常に多角的な、二国間の問題としてではなくて、多角的な問題として解決をするという方向に重点を置いていきたい、

こういうふうに考えております。

○小野明君 イタリアだけではありませんで、まあ各国が昨年の石油危機以来石油支払い代金の高騰によりまして、国際収支が急激に悪化してある、その対策が経済運営の最大の課題になっていると思ふのであります。このために、日本も例外ではございませんが、国際収支赤字急増に対処するために、諸外国ともに貿易戦争といわれるような状態に走るのではないかと危惧がございす。このあたりの見通しについて御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(濃野滋君) 先生御指摘のように、特に昨年以来の石油危機、そしてそのあとまいりまして石油価格の非常に大幅な値上がりということ、先進諸国のうちほとんど全部でございす、が、いわゆる石油消費国に非常に大きな影響を与えました。わが国で考えてみても、ことしの四月の輸入価格というのとは昨年の同期に比べまして、大ざっぱに申し上げますれば約四倍になつております。こういう状況は石油消費国が、相対的に違いはございますけれども、すべて大体同様な影響を受けているわけでございます。御指摘のように、これが各国の国際収支、特に貿易収支に非常に大きな影響を与えることは事実でございます。しかしながら、こういう影響を受けます各国が、自分の国の貿易収支を何とか改善をしなければ、あるいは黒字を出したいというために貿易戦争に走る危険性はないことはございませぬけれども、それほど大きくはないんじゃないかと考えております。

その理由といたしましては、第一は、最近におきましては、貿易を通じての各国間の相互依存関係というのには非常に高くなつてきておりまして、自分の国の措置だけ、自分のことだけを考慮して、自国に有利な自国本位の制度をとりまして、相互依存関係が非常に大きくなつておりますから、結局結果は、自国の経済にはね返ってくるおそれというのには各国とも非常に認識いたしております。特に輸入制限の措置をとるとか、あるいは輸出に非

常に人為的に押し出し政策をとるというふうなことをいたしますれば、結局、他国からも同じような報復を受けるということは十分認識をいたしております。それから、もしかりにどこかの国が、そういうおそれも顧みずに非常にドラスチックな貿易戦争に突入するということになれば、世界経済全体も貿易全体の規模が縮小し、混乱を起すということの認識も、私は高まっております。

こういったことから、石油危機の発生によりまして世界の経済全体が混乱におちいることを防止しようじゃないかという動きは、現在、OECD、IMF、それから、アメリカのワシントンで始まりました石油消費国会議等におきましてはこういう空気がずっと出ておりまして、いかにして世界貿易の混乱を回避をするか、

〔理事竹内藤男君退席、委員長着席〕
あるいは現在のこういう状態を招きまいたいわけの世界的な資金の流れ、別なことばで申し上げます、いわゆるオイルマネーというものをどうやって世界経済全体の中に還流をいくかというふうな点におきまして、国際協力の努力が行なわれております。私も日本といたしましては、特に主要物資を海外に依存をし、海外にまた輸出市場を求めて品物を出して、そして、それでかせいだ外貨で物を入れる、こういう貿易依存度の高い日本といたしましては、こういう国際協調の成果を期待をする、それと同時に、国際協調に積極的な貢献をしていくということが必要ではないか、こういうふうに私も考えております。

○小野明君 貿易戦争になる危険性というものは、現在のように相互依存度が高くなつてくればその危険は少ないのではないかと、こういうお話でありまして、同時に、いわゆるオイルダラーの還流対策等も講じられておるようであると、こういうお話でございます。確かに、急増いたしますこの中近東を中心とするオイルダラーの還流対策というものが講じられておることを、二、三、私も新聞で読んだような記憶がいたしますが、これと

いつて見るべき対策というものを見出せないような気がいたします。この還流対策というのはいくつかあるのでしょうか、それをひとつ説明いたしたいと思います。

○政府委員(濃野滋君) いわゆるオイルダラーの還流をどうしたいかというのは、現在世界的に非常に大きな問題になっておりますが、OECDの事務局の計算によりますと、本年度はいわゆるオイルダラー、オイルマネーとして六百億ドルあるいは六百五十億ドル、いろいろ言われておりますが、非常に大きな規模の金が産油国に集中する、現在世界の流動性が千八百億程度と言われておりますから、三分の一ぐらいが産油国に集中するというところでございまして、この結果は、つまり、国際的に見ましたら、石油の大きな消費性を非常に阻害をいたしますし、石油の大きな消費国でございまして先進諸国、これが経常収支がおしなべて赤字の傾向にある。特に問題は、発展途上国の中で石油を持っていないところ、これに対する影響は非常に大きいわけでございます。

そこで、オイルダラーをどうやって還流するかということがいろいろ議論されておりますが、率直に申し上げて、いま先生御指摘のようになかなかむずかしい問題でございまして、いわばそのお金のない連中がお金を持った人に、どういふ金の使い方をしろというのを言いますことは、これはなかなかむずかしい問題でございまして、現在いろいろ案が出ておりますが、一つは、やはりオイルダラーとして産油国に集中してしましたものは、従来のつまりコマースナルルートを通じて、いわゆるユーロダラーとして欧州の金融市場に戻り、あるいはアメリカの金融市場に戻るといふ通常の流れで戻っておる部門が相当あるのではないかと、いわば、そういうものを促進をしていくためにはどうしたいかというのが一つの政策ではないかと思ひます。

それから第二は、そういう通常のコマースナルな金の流れを離れまして、新しくオイルダラーを集める機構を国際的につくることがもう一

つの考え方であると思ひまして、これに對しましてはいろいろ案が出ておりますが、何ぶんにもまだ検討段階のようでございまして、これからの検討の結果に待つことになるのではないかと、かように考えます。

○小野明君 それから、次の問題であります、四十八年度の通関実績といふことが、三月が十億ドル超である、こういうことで、これは五十二億ドルの入超になっておるといふことが報じられております。まあ史上最高である。これは昭和四十二年の十二億八千八百万ドルの入超以来六年ぶりである。四十二年がいま申し上げた数字でありますし、四十八年度がそれに数倍をする五十二億ドルと、こういう実績になっておるわけでありまして、これに関連をしまして、日本の輸入する主要一次産品の輸入依存度及び輸入先国を御説明いたしたいと思います。

○政府委員(濃野滋君) 先生御指摘のように、四十八年度通関ベースで言いますと、五十二億ドルの赤字になっておりました、特にここ数年の間は、たとえば四十六年度、四十七年度はいわば裏返しでございまして、四十六年度が四十八億ドル、四十七年度は四十六億ドルという、通関ベースでは黒字を出しておりましたので、差し引きいたしますと、この一年間で約百億ドルの上下があったわけでございます。

ただいま先生御指摘の一次産品の輸入依存度でございまして、輸入依存度、若干基準年次が前後いたしますが、輸入依存度が、主たる一次産品の中で、まず食糧関係で小麦でございまして、小麦は、輸入依存度が九五%になっておりました、第一の輸入国はアメリカでございまして、全体の六七%がアメリカから参つております。続いてカナダ、カナダが約二七%でございまして、以下オーストラリア、アルゼンチンいずれも二、三%になっております。

次に、最近非常に伸びております飼料の關係でございまして、トウモロコシとコウリヤン、この二つをとって申し上げますが、トウモロコシ、コウ

リヤンともほぼ輸入依存度は一〇〇%でございまして、いずれも第一の輸入市場はアメリカでございまして、トウモロコシは九二%、それからコウリヤンは七五%がアメリカに依存をいたしております。二位以下につきましては、トウモロコシについては第二位がタイ、三位が南アフリカ、それからコウリヤンにつきましては、第二位がアルゼンチン、第三位がオーストラリアというかつこうになっております。

次に、繊維原料でございまして羊毛と綿花について申し上げます。羊毛は、これも輸入依存度は一〇〇%でございまして、第一位はオーストラリア、約七七%でございまして、それから第二位がニュージーランドで九%、以下南アフリカ、アルゼンチンという順番になっております。

綿花につきましては、これも輸入依存度が一〇〇%でございまして、第一位はアメリカ、約三割でございまして、二位がソ連、一三%程度でございまして、以下メキシコ、エルサルバドルという順になっております。

それから次は、木材でございまして、木材は、現在、輸入依存度は約六割でございまして、主要な輸入市場といたしましては、第一位がアメリカでございまして、二二、三%でございまして、第二位がソ連でございまして、一七%、以下フィリピン、インドネシアと、いずれも一五%程度でございまして。

次に、鉄鉱原料の主たるものとしていたしまして鉄鉱石と原料炭を御説明いたしますが、鉄鉱石は、輸入依存度が九八%、第一位の輸入市場はオーストラリアでございまして、四八%程度でございまして、続いてインド、ブラジル、チリと、こういう順番になっております。原料炭につきましては、輸入依存度が約八割でございまして、第一位の輸入市場はアメリカでございまして三八%、第二位がオーストラリア、これまた大体三八%程度でございまして、第三位がカナダ、こういう順番になっております。

以上、主要な産品についての輸入依存度を御説明申し上げます。

○小野明君 そうしますと、日本の輸出の主要な相手国を御説明をいたしたいと思います。

○政府委員(濃野滋君) 日本の輸出の主要相手国でございますが、昨年度の例をとりますと、日本の総輸出の約半が先進国に行つておりますが、それから発展途上地域に約四五%、残りの五%がいわゆる共産圏地域というものが日本の輸出市場の構成でございまして、先進国五〇%のうちの約半がアメリカでございまして、二五%程度がアメリカに輸出をされております。その次に、先進国市場で大きいのは、いずれもイギリス、西ドイツ、それからオーストラリア等が三%台でございまして、続いてカナダが二・五、六%と、こういうことになっております。発展途上地域は、先ほど申し上げましたように、全体で四四、五%でございまして、このうちで東南アジアが二五%、それから中近東が約五%、ラテンアメリカ、これが七、八%、アフリカが六%程度という構成になっております。

○小野明君 いまの御説明でもわかりますように、原料の輸入国が非常に片寄つておるといいます、その輸入国から拒否を受けた場合には、全く日本はお手あげである、こういう状況がわかるわけでございます。そういういたしますと、やはり特定の国から報復を受けるという危惧も、当然、心配しておかなきゃいかぬわけでしょうが、こういう輸出は別として、資源の輸入国の多角化をはかつていくことがやはり重要な一つの課題ではないか、これはもう相手があることですから、非常にむずかしい問題もあるかと思ひます。しかし、先進国が五〇%、途上国が四五%、共産圏五%といったトータルからいきました場合に、やはり共産圏からの輸入の拡大といひますか、そういう問題も当然これははかられてしかるべきではないのかという気がいたすわけでございます。これらの点につきましてどういふふうな検討がなされ、対策をお持ちであるのか、こうい

った輸入構造でよろしいとお考えであるのかどうか、その辺をひとつ、まあ政策課題であると思いますが、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(濃野滋君) 先生御指摘の、日本は主要原料あるいは食糧等の一次産品の輸入依存度が高く、かつ、それが特定の国に片寄つておるといふ事実は御指摘のとおりでございます。私どももいたしまして、輸入を考へるにあつて、これをどうするかというのが非常に大きな問題と意識をいたしております。

まず第一には、御指摘のように、輸入の地域の多角化をはかつていく必要があるということが第一でございます。

それから第二は、やはりこれだけ海外に依存をしておるわけでございますから、相手国がこれらの品物の輸出をとめる、つまり輸出制限をするというふうな事態を避けるように、先ほども答弁申し上げましたように、国際的な協調、あるいは国際的な場におきまして、やはりそういう意味での自由貿易の確保ということに努力をしなければならぬということが、第二のこれは政策の方向ではないかと考えております。

第三には、主要な一次産品、原料、食糧等につきましては、単純なる売買ではございませんで、いわゆる開発輸入方式等によりまして、長期的な安定の確保をはかつていくことが必要ではないかというものが、第三の方向ではないかというふうに考えております。

それから第四には、共産圏のお話が出ましても、共産圏地域との貿易は着実に伸びておられて、四十八年度も前年度に對しまして四割以上、四二%程度の伸びを示しておられて、着実な増加をしておりますが、私どももいたしましては、たとえば昨年、東欧地域に輸入の促進ミッションを送るというふうなことで、こういう共産圏地域からの輸入につきましてもできるだけこれを拡大するよう努力をしております。そういう努力も第四番目として必要ではないか、こういうふうに考えております。

○小野明君 それから、今回の為替変動保険の新設が極端な輸出振興策であるという非難をされている向きも一部にございますし、まさにそのような心配もあるわけでありまして、その点の非難に対してはどのような御見解を持っておられるか、説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(濃野滋君) 為替変動保険につきましては、一昨昨年にあります、いわゆるニクソン・ショックを契機として起こりました国際通貨の危機のあとに一九七二年、七三年とフランス、西ドイツをはじめ主要先進諸国がすべてこの制度の導入に踏み切つておりました。日本が今回この制度を導入いたしますことが国際的な競争を激化させるということ、あるいはそういう非難があるとは私どもも考えておりません。むしろ国際的に見まして、競争条件をそういう先に制度をとりました他国並みにすることと理解してもらへるのではないかと、こういうふうなことでござります。私どもも今度のこの保険の運営あるいは制度の設置にあたりまして、あくまでもこの輸出保険法の中にござります。収支相償うような独立採算性で運用するたてでござります。

○小野明君 その保険の対象となる為替変動保険、貨物とその保険料率はどうになりますか。

○政府委員(濃野滋君) 為替変動保険につきましては、いわゆる中長期の長い延べ払い債権、これを保険の対象にしたいと考えておられて、今回の法案の中では、政令で定める期間以下の短い取引は対象から除外するというふうなことにいたしております。私どももいたしましては、現在のところでは大体二年をこえる貨物でありまして、具体的に申し上げますれば、現在輸出代金保険の対象になつておりますようないわゆるプラント類

あるいは船舶、鉄道車両等の二年超の延べ払い債権、それともう一つは、いわゆる技術提供契約、これに基づく債権、これを為替変動保険の対象にしたい、かように考えております。

保険料率につきましては、現在いろいろな前提を立てて検討、計算をやっておりますが、諸外国の例を見ますと、大体〇・六、〇・七%というところが現在運用されている保険料率でございます。この水準につきましては、この輸出保険機構の世界的な国際的な組織でございます。ベルンユニオン、あるいはEC等の場におきまして、若干この保険料率では低いのではないかと、いろいろな技術専門家の意見もあるやに聞いております。私どもは日本の中長期の延べ払い債権の平均が大体六、七年のものでござりますので、そういう六、七年の延べ払い債権というのを前提といたしまして、日本の円が今後どういふふうな動くかという前提をとりながらいろいろな計算をやっておりますが、現在のところでは、大体〇・八%程度の保険料率になるのではないかと、かように考えております。

○小野明君 この際レートの見通しという点について、なかなかこれは困難な問題であろうと思ひます。長期はともむずかしいでありまして、ところが、ここ数年といった間のレートの見通しということが、当然、この保険を新設する場合には想定があると思うのです。なければならぬと思うのですが、それらについてどのような予想を立てておられるのか、あわせてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(濃野滋君) 外国為替相場がどういふふうに変動する可能性があるかというものは、たいへんむずかしい問題でございます。ここ一兩年の間の動きを見ましても、いわゆるニクソン・ショック、スミソニアン体制後、従来の三百六十円が三百八円という円高のレートになりましたが、それが昨年フロート後は、二百六十円台のまた非常に高い円高相場が出てまいりました。しかし、その後の一年の動きを見ますと、徐々に円安

になり、ことしの初めにはまた三百円近い二百九十円台の相場。そしてまた数カ月の動きのうち、現在のように二百八十円を若干割りました二百七、八十円の相場というところで、おぼろかな間にも非常に上下の変動をいたしております。

私どももそういう意味で、具体的にここ何年かの間にレートがどう動くかという想定をいたしますが、これは、たいへんむずかしい問題でございます。これは、レートというものは各国のそれぞれの通貨の相対的な関係、あるいはその国の国内の経済情勢等非常にいろんな複雑な条件がからみまして、さらに、外国為替市場を通じてのいわゆる心理的な要素も入りますので、なかなかこの間にどういふふうなどの程度の幅に動くかどうかというのを申し上げるのはたいへんむずかしい問題でございます。

ただ、先生御案内のように、この為替相場があまり大きく変わることは、それぞれ各国とも問題であるという点から、現在フロート下ではござりますけれども、やっぱりフロート制度の運用にあつて先進主要国は、このフロートの運用についての一つのルールをつくらうじやないかというものが、現在通貨当局と申しますか、財政当局と申しますか、関係者の方たちの間に一つの大きな問題として取り上げられております。非常に大きな為替の変動があるとは私は考えません。通貨面での国際的な協調体制のもとに、その国の経済なり通貨の力を反映した範囲内での、いわば一つのフロートとは言ひながら、秩序のある変動幅の中で上がったたり下がったりしていくというのがこれからしばらくの間は動きではないか、こういうふうな考えております。

○小野明君 なかなかレートの相場がわからぬのでこの保険というものが考えられるわけでしょうが、いま国際的な場で、いまの変動相場、変動為替というものを固定為替のほうに移行して、いこうということに動いてくるのか、あるいは、当面はこのフロートをそのまま運用をしながら、どう、いまおっしゃる通りにそう大きな変動幅を持たな

いような運用のしかたはないか、こういう検討をされておられるのか、国際的な場ではどちらの方向が検討されておられるのか、また進もうとしておられるのか、その辺もあわせて見通しを伺いたいと思うのです。

○政府委員(渡野滋君) 国際的な通貨体制と申しますか、通貨制度の改革につきましては、御案内のごとく、昨年ナイロビ総会におきまして今後の通貨改革のいわば基本的な方向というものが取り上げられました。本来でございしますれば、ことしの七月を目標に新しい通貨制度を打ち立てようというのが主要各国の態度であつたわけでございます。その中で、従来のIMF体制のもとに取り上げられておりましたいわゆる固定相場制から、なまのことばを使いますとステイプル、つまり安定的ではあるけれども、しかしアジャスタブル、調整可能な平価制度を打ち立てよう、これは考え方としては固定相場でございします。しかし、情勢に合わせてアジャスタブルな制度をつくらうというのが基本的な考え方でございます。また、特に必要のあるときはフロートも認めよう、こういう立て方になっております。

ただ、これが御案内のように、昨年のいわゆる石油問題、ことしに入つての大幅な石油価格の高騰によりまして、先進諸国すべて経常収支、貿易収支面での大幅な赤字に当面するというようなことから、国際通貨改革のテンポというものは非常におくれてまいつてきたというのまた事実でございます。まして、当初の予定どおり、ことしの六月末あるいは七月に最終的な結論が出るとは私も思っておりません。むしろ、いわばつなぎの措置として、現在のフロート制をいかにうまく運用して、将来あるべき国際的な新しい通貨体制、通貨秩序ができるまでの間、各国は国際的な協調のもとに国際的な秩序、取引を乱さないでやつていくというのが現在の態度でありまして、先ほど申し上げましたように、したがって私は、しばらくの間現在のフロート制が続いていくと思ひます。しかし、このフロートと申しまして、各国が自

国本位で為替の切り下げをやつていくというようなことではなくて、主要各国の間で一つのルールのもとにフロートの運用がなされていくというのがこしはばらうの体制ではないか、かように考えております。

○小野明君 次に進みますが、この為替変動保険の創設によりまして、御説明のように、プラントの輸出に伴う為替リスクの面では対策が講じられるようになりまして、ところで、日本の産業構造についてはすでに方針も出されておりますが、省資源化あるいは知識集約化を進めようという基本的な方向が出ておるわけです。これらを進めると同時に、途上国との経済協力を進めてまいります。われわれのわけであります。で、この今後の輸出の動向並びに対策を御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(渡野滋君) 先生御指摘のように、プラント輸出の振興と申しますか、これは将来の日本の産業構造あるいは輸出構造の問題、また、相手方から考えましても発展途上国の工業化の促進に寄与するという点から、私も非常に重要な問題であると考えております。一方、プラントの現実の輸出の動きを見ますと、昭和四十八年度におきましてプラント輸出はどのくらいかというところでございしますが、これは承認ベースで申し上げますが、五十万ドル以上の重機械類、しかも単体を除きました、いわゆるプラントとして集合されたものでございしますが、これの輸出実績は四十八年度約二十二億ドルでございします。前年度が約十五億ドルでございしますから、約七億ドル程度の伸びになっておりますが、全体の輸出金額の中では、四十八年度が三百九十七億ドルの輸出で、これは通関ベースの数字でございします。で、全体の中では五・五%程度にしかすぎないというふうになっております。

一つは、日本といたしましては、ほかの先進諸国に比べていかにわゆるコンサルティング機能と申しますか、あるいはエンジニアリング機能、こういう機能が若干弱体でございしますし、特に企業といたしまして、そういう企業の存在が非常に微弱でございまして、そういう意味での専門的な企業を育てていくというのが一つの方向ではないかと思ひます。

それから第二に、プラント類は技術の集合であると同時に、やはり価格の問題もございします。特に昨年以来の国内の価格動向から、いわゆる先の価格の見通しがつかないということ、昨年暮れ以来現在に至るまでプラント輸出の契約実績というものは非常に落ちておりました、したがって、価格が高い低いかの問題のほか、やはり価格があまり動かない、安定をしているということ、これが非常に必要ではないかという点が、第二の問題として考えられます。

それから第三は、私もこの代金保険、今度の為替変動保険もまさにそうでございしますけれども、将来長い中長期の取引でございしますので、将来の取引に対する不安を除去するという意味でのいろいろな環境の整備をはかつていくということが必要ではないか、かように考えております。

○小野明君 日本の海外投資の伸びというのは、近年非常に目ざましいものがあるように見受けられます。海外投資が伸びてきておる理由というのは、外貨の余裕が一つはそのきっかけになつてきたと思ひますけれども、さらに根本的な問題は、過密あるいは公害問題等による国内立地の困難さ、あるいは資源の安定的な供給が得られないという問題、あるいは労働力不足という問題がその要因と考えられるわけでありまして、日本興業銀行の調査におきまして、八十年代末にわが国の海外直接投資残高は四百二十五億ドルと予想をされておるわけでありまして、省資源、あるいは週休二日制等の高福祉社会を進めてまいります日本経済の発展にとりましても、長期的には海外投資による海外立地というのは不可欠なものだと思ひ

れるんです。

しかしながら、海外投資の急増によりまして、最初に質問をいたしましたように、総理の東南アジア訪問の際の事件に見られるような摩擦が生じてきておることも事実であります。同時に、国内では繊維産業あるいは中小企業が激激な逆輸入の増加のために困つておることも、また事実として受けとめなければならぬと思ひます。こういった事態に対処いたしてまいりますためには、従来のように一時的な国際収支面からの規制というだけではありまして、日本の将来に向かいまして長期的な展望に立つての政策が必要だと思ひます。展望なりその方向づけというものを御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(補正俊君) ただいま小野先生御指摘になりましたように、わが国は海外に投資をいたします場合に、国際分業の推進、それから基礎資材の安定的確保といったような観点から、今後とも飛躍的な増大が見込まれることとございします。今後の経済運営におきまして、きわめてこれは重要な政策課題であると考えられます。しかし、この場合におきまして、海外事業活動が活発化するに伴つて、先ほど言われました国際的な摩擦が生じやすくなつたり、投資にかかる海外生産の増大による逆輸入によつて国内の関連中小企業が圧迫を受ける、悪影響を受けるといったような事態が考えられますので、その点につきましては、極力回避するといった方向で、秩序ある海外事業活動が行なわれるように指導していきたいというように考えております。したがって、御指摘の趣旨のように、通産省といたしましては、受け入れ国への経済協力とわが国経済の健全な発展が両方立いたしますように、長期的な観点から海外立地ビジョンの作成などを検討していくとともに、所要の指導をしてまいりたいと思ひます。

○小野明君

シャルベースで行なわれることですから、私は、なかなかこれはむずかしい問題を含んでまいらうと思ふんです。弱者切り捨てといひますか、そういうことになつてはたいへんだと思ふんです。そういうことから、この海外投資に關しまして通産政策の面から新たに法規制を行なうべきではないのか、こう思われるのでありますが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(補正後) 実は私、この間連休にオーストラリアへ行つてまいりまして、それでその総領事からの報告を受けたのでございますが、パプア・ニューギニアに行つてきたそうですが、ずつと回つて、歸つてきての報告なんです、一番最初に彼が報告したのはやはりこの問題で、パプア・ニューギニアにどんな日本の企業が進出してきて、投資をしたいという申し入れがある。どの企業がよくてどの企業が悪いのか全然判断がつかぬと言ふんですね。何か日本の政府のほうでそれを規制するようなことをやってもらえないかという強い要望があつたと、こう言ふんです。ただいま先生が何か法規制を行なうべきではないかということを言われましたが、私もそのときに、そういうことを、何か法規制でも行なわない限り、民間企業に対して日本の政府がこれはよし、これは悪いというようなことの選択をするという

ことは、これはどうも間違ひであるし、やりやうがない。何かこの法規制をやるのはいいのじやないかと思ひますが、そういう面から必要がございまして、もうすでに必要なんでございまして、検討していきたいというように私自身も考へておつたところに、そういう御指摘を受けたわけでございます。

○小野明君 次に、海外投資保険の付保率並びにこの運営の方針をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(湯野滋君) 海外投資保険の付保率でございますが、昭和四十五年度から四十七年度までの三カ年をとりまして見てみますと、發展途上国向け、あるいは先進国向け全部を合わせた総合では、大体投資全体の二割程度がこの保険の

対象になつております。發展途上国だけを取り上げてみますと、二三割程度というのが実績でございます。發展途上国の中を分けてみますと、国別に見ましてかなりの開きがございます。中近東向けにつきましては四四、五割の付保率でございます。東南アジアが約三割、こういうふうになつております。一方、先進国でございます北米等はほとんど、北米向けの投資については、この保険に付保している方は一つもないというふうなのが実情でございます。

私も海外投資保険の運用にあたりましては、一つは、投資先の經濟情勢あるいは政治情勢について大きな問題があるかどうか。これはいわゆる保険會計、いわゆる保険屋としての立場でございます。

それから第二番目は、投資の受け入れ国、投資の相手方がいろいろな海外投資の受け入れについてのいろいろな規制あるいは助成策をやつておりますが、それに關係をいたします必要な許可でございますか、承認とかというふうな手続を全部終わつていくかどうかという点のチェックが第一でございます。

それから第三は、日本の海外投資の健全な發展に一體資するかどうかというチェックもやつております。具体的に申し上げますれば、著しい娯楽だけを目的とするようなものであるとか、あるいは機械的な色彩を持つていようなもの、あるいはまた、あるいは武器製造をやるようなもの、こういうものは投資保険の引き受けは当然引き受けられない。そのほかに最近いたしましては、いわゆる公害問題等に向こうで起こすというふうなものであるものについて、こちらから持つてまいります投資計画、特に設備計画等についての必要な助言、指導をするというふうなこともあわせて行なつております。

○小野明君 これで最後ですが、今回の海外投資保険拡充のモデルになりました融資買込にかかわる海外投資保険の実績及び今回の対象品目を御説明をいただきたいと思ふんです。

○政府委員(湯野滋君) 現在のいわゆる融資買込保険と申しますか、海外投資保険の中で融資買込を対象にいたしました制度が現在の制度でございますが、この実績は四十九年の四月現在で六つございまして、六プロジェクトでございます。保険契約といたしましては二十三件契約をしてございまして、付保対象の投資総額は約四百八十億圓になつております。ただ、これはすでに保険契約を締結したものでございまして、そのほかに申し込みを受けたものでございまして、これを含めまして全部で十四プロジェクト、三十三件でございます。投資総額は約千四百億程度になつております。

それから今回、融資買込、つまり鉱物だけが従来対象でございましたが、鉱物以外に対象を拡大するということで今回の法律案の御審議をお願いしているわけでございまして、その対象といたしましては、第一条の二を改正の中で「鉱物、木材その他の政令で定める貨物」といたしております。私も現在考へておりますのは、鉱物、木材のほかに、綿花、羊毛、といったような繊維原料、あるいは食肉、魚、大豆というふうな、一言で申し上げますれば国民生活あるいは日本の經濟にとつて非常に重要なものを対象にしたいと考えておりますが、具体的には、この対象にすべきかどうかという具体的なケースがはつきりいたしましたときに、主としてこれは農林物資でございますので、関係庁とも相談の上政令で指定をしていきたい、かように考へております。

なお、今回はそういう貨物の生産だけではございまして、加工を含まないことに法律案の原案をつくつてございまして、たとえば木材でございまして、木材の植林とか、あるいは伐採といふことだけではございまして、それを原料にいたしました、たとえばパルプをつくるというふうなものも今回の保険の対象にしようという制度にいたしております。

○中尾辰義君 いまの小野君の質問で、今回の輸出保険法の改正、これはまあ變動相場に伴つてこ

ういう改正をすることになったんですが、この貿易振興対策はとらないという御答弁がありましたけれども、いままでは日本は成長政策で、まあどんな産業第一主義、輸出第一をやつてきたんです。その結果ドルが過剰になった。二百億ドルぐらゐり近くまでいって、國際的な外圧もあり、まあ円切り等も迫られたわけですが、それで今後この貿易をどういう方向へ持つていこうとするのか。

まあ先ほどお話がありましたように、日本は資源がないし、品物をつくつて外国に輸出して石油あるいは食糧等を輸入する、こういうことになつておるわけですから、で、石油の輸入にいたしまして、原油が一バーレル十ドル前後にいたしました。それで、今日までのような石油の消費量を使いますと、大体二億四千万キロリットルぐらゐりだ、こういうふうな通産大臣の答弁もありました。大体石油だけで百五十億ドルぐらゐりのお金が必要なんだ。ですから、またあなたが先ほどおっしゃつたように、食糧等も相当買わなきゃならぬ。大豆も小麦もトウモロコシもほとんど九〇％は輸入にたよつてい、こういう状態ですが、今後どういふような方向に貿易を持つていくのか。

また貿易の量は、經濟見通しも出ておりますけれども、どうなるのか。さらに、外貨の保有高といふのはどの程度が適切なのか。その辺のところを、總括的にいいです。これは質問、別に通告しなくてもいいでしょう。

○政府委員(湯野滋君) たいへん大きな問題でございます。私からお答え申し上げるのはいかにかと思ひますが、先生御指摘のように、昭和四十八年度には、貿易収支も昨年の昭和四十七年度の八十億ドルをこえます黒字から一転いたしまして十分の一、八億ドルちよつと黒字ということ、非常に黒字幅が縮小をいたしました。一方、長期資本収支も非常に大幅な赤字で、年間では総合収支で百三十億ドルをこす赤字になりました。昨年初めには、累積しました黒字をいかにして減らすかといふのがむしろ政策目標でございました。

のが、昨年の特に秋以降は、むしろ国際収支を別の面から考えなければならぬと、こういう事態になつてゐることは事実でございます。

一方、今後の貿易にからみまして、やや長期的な問題と短期の問題と二つあると思いますが、やや長期の問題といつたしましては、先ほども申し上げましたように、日本は何といたしても物を輸出して、それで必要な金をかせいで、非常に輸入依存度の高い原材料なり食糧等を輸入しなければならぬといふことで、世界各國があるいは輸入を制限する、あるいは輸出を抑えるといふような非常に保護主義的な方向、あるいはそれが別の意味でブロック化をするといふようなことは、日本の国益という観点から一番まずい事態でございますので、日本としては、第一には国際的な協調のもとに、現在あります自由貿易の考え方というものをあくまでも守つていくということが日本の国益を守る第一の方策ではないか、その意味での国際協調といふことに、従前以上に力を入れていく必要があるのではないかと私は考えます。

それから第二は、日本の輸出の現状を見てみますと、総輸出額の中で非常に大きくお金をかせいでおりますのは、現在、鉄鋼と船と自動車と、この三品目で約三五％の輸出をかせいでおりますが、将来の長い目で考えますと、日本の輸出構造もやはり変わつていかないと、必要な外貨といふのはなかなかかせげない。輸出構造を変えようためには産業構造の変化と申しますか、改革が必要なので、将来どういふかっこうに日本の産業を持つていくかといふことは、具体的に詰めていかなければならぬ事態ではないかと思ひます。

第三番目は、若干今度は短期的な問題になりますけれども、このような世界各國が先進國も含めまして非常に国際収支問題に悩んでくることになりまして、当面をいたしております。そういったしますと、従来から日本の輸出商品につきましては、いわゆる市場問題というのが各國いろいろなところから起つておりますので、そういう問題を引き起こすことはこれはいへんでございます。した

がいまして、輸出のいわば秩序を保つていくというところに、従来にも増してこしはばらくの間非常にこまかい神経を使つていく必要があるのではないかと考えております。

それから次に、先ほど御答弁申し上げましたように、石油を持つていない発展途上國といふものは、今回の石油問題を契機に非常に大きな影響を受けたわけでございまして、日本の輸出の伸長といふことにこれをからみ合わせまして、やはりいわゆる経済協力といふものを従来以上に増して考えていく必要がある。そしてこの経済協力と結びつけて、日本の必要なものを出し、輸出市場をそういう意味での確保をしていくという考え方をあらためて検討してみることが必要ではないか、こういうふうにも考えております。

本年度の輸出は、御案内のように、最近非常に好調でございまして、前年対比約五割ぐらいの伸びを示しております。したがって輸出自身は先行きは今年もかなり強いと思ひますが、これはむしろ数量と申しますよりも国際的な価格の値上がりから、価格要素が非常に強いことになつておりまして、現在のような高い水準が年間続くかどうかは別でございまして、当初政府が持つておりました四十九年の通関ベースで四百八十億ドルという輸出見通し、これを上回ることにはほぼ確実であると思ひます。業界の関係団体、調査機関の見通し等によりますと、すべて五百億ドルはこえる。大きな見通しでは五百三、四十億ドルといふ説もございまして、いづれにいたしましても、今年は価格要素を中心に輸出はかなり伸びると思ひます。

しかし、一方輸入のほうは、石油代金の値上りを中心に原材料等は現在数量的には非常に落ちついておりますけれども、単価の値上がりはかなりのことになりまして、たゞいま御指摘のように、食糧その他これは景気いかにかわらず着実に伸びるものでございまして、昨年はどの値上がりはないにせよ、これはかなり伸びまして、これまた政府見通しの約五百三十億ドル程度の輸入規模を

こえることは確実でございまして、現在私どもとしましては、来月、六月一ぱいぐらゐにこの輸出の見通しをはつきりしたいと考えておりますが、数字は別といたしまして、今年は、やはり国際収支という面から見ますと、輸入があまり大きく伸びないよう、モデレートな伸びをしていくことを期待したいと思ひます。輸出は、先ほど申し上げたような市場問題を起さない範囲で、できるだけ輸出でかせいでいくということが必要ではないかと私は考えております。

なお、外貨保有高につきましては、現在百二十億ドルをこえる外貨保有がございまして、貿易収支の動向のみではなく、特に長期資本収支に対する本年度の政策運用が問題でございまして、私は、まだまだ日本の外貨事情は、いわゆる問題点の点までは来ておらぬと。じゃ幾らがいいかといふことは、これはいろいろ議論がございまして、けれども、いろいろな見方がございまして、はたして何億ドルがその最低ラインか、あるいは必要なラインかといふことについては、ちよつとここで御答弁を申し上げるような具体的な数字を持ち合わせておりません。

○中尾展義君 それから、この為替変動保険の創設につきましては、すでにヨーロッパ諸國におきましては、七一年の十二月のスミソニアン体制の成立後、相次いで為替変動保険を創設をしていくわけですが、わが国はいまごろ法案を出してこれからといふことですが、なぜ今日までおくれたのか、何か理由があつたのか、その辺のところをお伺いいたします。

○政府委員(渡野滋君) 今回御審議をお願いしております為替変動保険制度、御指摘のように、フランスはたしか一九七二年の初め、それからオランダ等も少しおくれましたが、一九七三年のたしか暮れからこの制度を動かしております。先進諸國七カ國はどが日本よりも早い段階でこの保険制度を導入しております。その意味では、たゞいま御指摘のありましたようにたいへんおくれして

まったわけでございますが、この理由の一つといつたしましては、日本は、こういう保険制度を持つておりますはかの國に比べまして、いわゆる外貨で取引をしてる比率が非常に高い國でございまして、

現在、全輸出で見ますと、いわゆる円建て、自國通貨建てというのは七、八％程度でございまして、なお、この変動保険の対象にないいわゆるプラント類、これは若干円建ての取引額が多うございまして、最近急激に伸びてまいりまして、たしか昨年は五割程度になつてゐると思ひますが、それにいたしまして、諸外國に比べますと自國建ての取引が非常に少ないといふことでございまして、為替変動保険という制度を考えますにあたりましては、それだけ事故が起りましたときに非常に大きなリスクが保険機関にかぶつてくるというところが一つございまして、そういう点から、保険制度の仕組みなり料率をどう考えるかというようないふことにつきまして、私も通産當局としましては、かなり前からこの制度の研究はしてきておりましたが、こういう結論が出るまでは、政府部内の意見統一が出るまでの間は、たゞいま申し上げましたような理由から若干時間を要したという経緯でございまして、

○中尾展義君 それから、いま答弁に出ましたプラント輸出のことですが、これは小野君からも質問がありましたが、この輸出がだんだん非常に停滞をいたしました、この輸出に相次いで破れていく、こういうような現象が出ておりますが、今後こういうプラント輸出の見通しをどう考えているのか。

それから、このプラントの輸出において輸銀の使用は、金利が五・五％から八・五％と聞いておるわけですが、この範囲内で、プラントの種類や輸出されるプラントの國際競争力の強弱、あるいは各國の利率等とのバランス、国内金融の引き締め状況、その他いろいろ条件で金利が決定をされるわけですが、これも、中小企業の場合多少配慮していただけるのか。最近非常に金融も締まって

おるわけですし、非常に苦しいようなときに、これからまた輸出も考えていかなければならぬ、こういうときに、その中小企業輸出対策としては多少配慮があるのかどうか、その辺いかがですか。

○政府委員(渡野滋君) プラント輸出は、先ほど御答弁申し上げましたように、昨年四十八年度では二十二億ドル程度ということで、全輸出の五・五％程度、まだ非常に比率も少のうございまして、金額としても少ないわけでございますが、私どももいたしましては、日本の将来の輸出構造というものを考えましても、あるいは受け入れ国、特に発展途上国の工業化の促進に役立つというような観点からも、ぜひこれは大幅に伸ばしていきたいという考え方を持っております。プラント輸出につきましても、いろいろな政府の助成という点と語弊がございますが、この輸出をささえるいろいろな制度がございますが、ただいま御指摘ございましたように、輸銀で金融的な裏打ちをする、これにつきましても、大企業、中小企業という規模別には別に、特別の小さい規模だからといって優遇はございません。

現在、プラント輸出に携わっておりますいわゆる大企業とその他の中堅中小企業の比率を見てみますと、件数ベースでは、件数では全体の二割程度まで中堅中小企業の方がこのプラント輸出に携わっておりますという実績が出ておりますが、金額で見ますと五％ちょっとというところで、やはり結果的には、プラント輸出は大きな大企業が取り扱っておりますというのが事実でございます。ただ、先生御案内のように、プラント輸出で輸銀への融資申請をする、あるいは輸出の許可を政府に提出するその申請者は、かりに大きな企業でございしても、若干大きなプラントになりますと、このプラントの輸出にかなり多くの企業が参加をしておりまして、融資の申請者なりあるいは許可の申請者が大きいからといって、全部大企業が扱っておりますというわけではございませんで、実質的には中堅中小企業の方のプラント輸出に携わっている率は、実際的にはかなり高いのではないかと

私どもも考えております。

プラント輸出の振興と申しますか、輸出には、金融問題のほかに、私どもも持っております代金保険による代金の回収が不能であった場合の保険的なバックアップがございまして、今回の為替変動保険も、プラント輸出の振興には、いわゆる中長期の取引の安定という観点からこれをバックアップをしていく制度である、私どももそういうふう

○中尾辰義君 それじゃ最後に、このザイル共和国のわが国企業の国有化につきましても、新聞等の報道もあつたわけですね。それは去る五月の二日、中央アフリカのザイル共和国が、日産自動車と東洋工業がそれぞれ一〇〇％出資をしている現地販売会社「ザイル日産」と「ザイル・マツダ」を国有化で接収したあと、全資産をザイル系企業に譲渡するよう通告をしてくださった、まあこういうような新聞報道もあるわけですが、それが四日のザイル共和国の大統領声明で、そのようなどことは、昨年の行なわれたザイル化政策にはひつかなかったものの、日本の現地企業を国有化すると主張されたのは誤りであると訂正をされた。ですからこの問題につきましても、通産当局としてはどの程度まで事実関係をつかんでらっしゃるか、ザイル共和国の現状とあわせてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(渡野滋君) ザイルと日本との関係でございますが、ザイルとの間では、私どもも一九七〇年の十一月に貿易取りきめをもちまして、貿易は現在日本の輸出が昨年で約二千七百万ドル、輸入が八千万ドルという関係になっておりまして、主要な輸出品は、ただいまお話しございましたように、自動車等も含めました機械、鉄鋼、繊維品等を出しまして、向こうからは銅の鉱石、それから銅の合金あるいはコバルトといったいわゆる鉱産物の輸入をするという関係でございまして、なお円借款も、一億一千万ドル程度の円借款を供与している関係でございまして、今回のいわゆるザイル化の政策でございまして

が、これの経緯を若干申し上げますと、昨年の十一月の三十日にザイル共和国のモブツ大統領が、外国人の商業活動分野のザイル人化ということの布告を出しました。その内容といたしましては、政府の命令によりまして、現在外国人によつて行なわれておる商業活動をザイル人に譲渡をさせるというものがその内容でございまして、この布告によりまして、ただいま御指摘のような日本から自動車の輸入販売業、向こうでの輸入販売業として進出をしておりましたザイル日産とザイルマツダ、これは日産と住友商事が一〇〇％の出資をしておる会社でございまして、もう一つマツダ・ザイルと申しまして、東洋工業と伊藤忠が一〇〇％の出資をしております。この二社に對しまして、この布告に該当するということで、いわゆるザイル化の方策がとられることになりました。

ただいま御指摘のように、これは決して国有化ではないんだというザイル側の意向が伝えられております。私どももいたしましては、ザイル政府に對しまして、この商業部門のザイル化ということの適用除外をぜひしてもらいたいという態度をとってまいりましたし、業界、関係の二社も商業活動のザイル化ということを避けますために、向こうでいわば生産活動もしたいという申請をいたしました。これは、もう向こうは一ぱいであるという理由で、向こう側政府から不許可になったという経緯もございまして、いづれにいたしましても、現実にはこういう動きが受けられませんでしたので、現段階の立場といたしましては、いわゆる国際法の精神にのっとりまして、このザイル化に對し適正でかつ効果的な保障が得られるように、先方政府に要請をしておるといのが現段階でございまして、

その後の経緯を見ますと、マツダ・ザイルのほうはこの商活動、現地会社の譲渡先でございましてアズダという、これはザイル政府が一〇〇％持っております会社でございまして、この五月初めにこの会社の譲渡、それから代理店契約、今後の日本からの供給に對します代理店契約、これについて

ておおむね基本的な合意に達したというふうに私どもは聞いております。ただ、今後ともこういったケースはだんだん空気として出てくる可能性も私どもも考えて心配はしております。日本としては、そういう発展途上国と申しますか、側の政策、これをなるべく避けるようにいろいろな努力をしていく必要があると思ひますけれども、やむを得ない場合には、先ほど申し上げましたように、譲渡にあたりまして、いわゆる国際法にのっとり譲渡が円滑に行い得るように進出企業をバックアップと申しますか、指導をしていきたい、また、必要があれば先方政府とも意見の交換を進めていきたい、こういうふうな考え方をしております。なおそのほかに、日本はこのザイル化が、先ほど御答弁申し上げましたように、いわば海外投資の中で広い意味での国有化と申しますか、の初めてのケースと言つて差しつかえないわけでございますが、先進投資諸国はいろいろないままに経験も持っておりますし、そういう意味での情報機能、情報網等も持っておりますので、先進国との情報交換というふうなこともつとめていかなければならないんじゃないか、かように考えております。

○委員長(鈴木亨弘君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十四分休憩

午後一時十六分開会
○委員長(鈴木亨弘君) ただいまから商工委員会を再開いたします。
午前に引き続き輸出保険法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願ひます。
○須藤五郎君 天然資源の恒久主権や国有化の権利などは、植民地主義的な経済支配に反対する発展途上国、資源産出国などの譲れない原則であるとは考えます。もはや日本政府といえども、これを認めないわけにはいかなくなつておると私は

考えます。ところが輸出保険法では、いわゆるカバーする対象として、国有化などの政治的危険をあげておるわけです。このような危険をカバーするということは、発展途上国などの植民地主義や経済支配に反対する動きに抵抗して、万一国有化や収用などがあつても、大企業などが損をすることなく安心して海外進出をやる事ができる、また、進出を促進することになると考えます。すでに日本の企業の海外進出は、東南アジアをはじめ各地で非難を浴びております。そのような企業の政治的危険をカバーしてやる必要は私はないと考えるのですが、そこはどうかというふうに政府当局は考えていらっしゃるのか。

○政府委員(渡野滋君) 先生御指摘の、天然資源についての固有権と申しますか、権利というものの発展途上国でございしますが、非常に強くなつてまいりました。今回開かれた国連の資源総会におきまして、これが非常に大きな論争、問題点の一つであつたことは、私も十分認識しております。ただ、まあこの天然資源をだれが持つ、だれが所有し、だれがこれを利用するかという問題、私も率直に申し上げまして専門家でないので、法律論としての問題点については十分お答えできませんが、それと、それからこの輸出保険法が、保険の対象としたしまして、海外投資保険の中で、海外投資にかつむ政治危険、あるいは広く申せば非常危険でございしますか、これを保険の対象にしていることは若干私は違つておるのではないかと思ひます。もちろん、固有権と申しますか、資源に対しての権利の主張というものはあるにいたしまして、現実のいまの動きを見ますと、この資源を保有国の意思に反して、いわば資源収奪型に持つてくるといふことは、これはわれわれとしても大いに避けなければならぬことでございまして、むしろ資源国との協調、資源国との話し合いのもとに、資源国の持つておりますいろいろな政策に合わせましてこの資源を開発し、日本の必要なものを提供してもらうということが必要

だろうと思ひます。いづれにいたしましても、現在のこの資源の獲得の方法としては、海外に参りまして、ここでいづゆる合併企業形態をとるか、あるいは長期の資金の供与をいたしまして、長期に安定してこれを持つてくるといふことは、また日本の立場から見ても必要なわけではございません。確かにこれを行つておられますのは、非常に多くの大きな企業でございしますが、保険法が投資保険の対象にしておりますのは、別にこの資源ばかりでございませんで、海外の製造事業等に関する投資もこれは対象でございまして、最近では特に中小中堅企業の製造業部門における進出と申しますか、海外立地というものが非常にふえておりまして、昨年などでは、数の上から申しますと三分の一ぐらいが中小企業の海外投資の動きだらうと思ひます。これは資源獲得という問題のほかに、最近の日本の企業が民間ベースでも労働力の問題、あるいは市場と申しますか、輸出市場の確保の問題等いろいろな動機から出てくると思ひます。出て行かれる方が、もしもの場合にございします。いづゆる広い意味での国有化、あるいは戦争その他の非常危険に対して、最悪の場合に保険というもので担保をしてもらうということとは、私、制度としては十分意義を持つてゐることではないか、こういうふうにお考えしております。

○須藤五郎君 私がいま言ったことは、要するに、資源の恒久主権の方向にいま世界じゅうずつと動いてゐるというのを申したわけですが、そのときにいろいろの問題が、その問題が起つた場合に損失を受けるということの保険法でカバーしていくんだ、こういう意味の法案ですね。だけれども、一國の主権を侵すような意味でわれわれは出かけるんだという口にはしなないと思ひます。そういうことは口にはしなないと思ひますが、そういう危険があるというところは、もうこれは世界の常識になつてきてゐると思ひます。そのときに、そういう危険をカバーするために、この法律をつくりました、こういうことになれば、

業界は安心して出かけるべき、そういうことがあつたら政府が補償しますよ、こういうふうにしてなるわけですね、業界の進出の。うしろだてになるというところは、やはり世界のそういう気持ちに反対の方向を示している、こういうことになるというのが私の論拠なんです。確かにそういうことになるんじゃないですか。危険がないと思へば、業界はもうけになるなら出て行け出て行け出て行きますよ。ということとは、向こうの気持ちをやはり認めないということになると私は思ふんです。だから、もつとやり方はあると思ふんです。こういうやり方になつてくれませんか。そこを私はお尋ねしてゐるんですが。

○政府委員(楠正俊君) 先生のおっしゃいますことはわからぬではないんですが、ちよつと混同しておるような向きを感じるのでございします。たいへん失礼な言ひ分でございますが、進出する企業が向こうで主権を侵すようなことをやるということと、進出企業に対してこの保険をつけるということとは一応別個の問題だと思ふんです。性質の違つた問題だと思ふんです。安心して企業が進出できるというところは、主権を侵すことにつながることは、これはそれとして、われわれ通産省といたしましてはチェックしていかなくちゃいけない。しかし、進出する企業はすべて主権を侵すというふうには考へるのではありません。進出する企業は、進出企業が安心して海外で働けるというふうなことに對しては、政府としてこれまた何か保護政策をとる必要があるというふうに分けてわれわれは考へるのが当然ではないかと思ふんでございします。同時に、こういう保険は先進国では日本だけではないでございまして、これはみなかつておる。むしろ、日本はおくれてございする法律がいま審議されておるわけでございますから、その点ひとつ誤解のないようにお願い申し上げます。

○須藤五郎君 私は、だからちゃんと断わりがしなくては思ふのです。どの企業でも向こうの主権を侵害するのが目的で行つてゐる、そこまでは私は言つてないわけですが。しかし、いざというときにはもう予定がされてゐるわけですが、この法案の中にね。政策が起つたり、いゝるして企業が損失を受ける場合にはこの保険で救済するぞというふうになつてゐますね。そういう心配をこの法律がカバーするというところは、逆に回せば、お前ら心配ないぞ、だから、どんどん出て行つてやりなさい、こういうことになる。そうすると、企業というものは、心配がなければもうけるときはもうけてこようというので出かけていく。その結果が向こうの主権を侵しかねない。侵す結果になるんじゃないか、そういうことを私は言つてゐるの、最初から主権を侵すのが目的でございしますといつて出かける企業はない。そこまでは私は言つていないわけですが。しかし、結果的にそういうことになるんじゃないか。そうしてこゝろいうことが、お前ら、損したらカバーしてやるという法律までつくつて日本の企業にうしろだてをしていくというところは、相手国から見た場合、やはり私はいま言つたやうなふうには理解するだらうと思ふんです。日本の企業はほとんど出てくるけれども、日本の政府の法律でちゃんと保護されてゐるのだ、われわれの主権を侵害して、そうしてわれわれから反発を受けたときでも、日本の企業はちゃんと相手の國の立場に立つてゐるのだというふうには相手の國が理解するだらうと思ふんです。私たちは相手の國の立場に立つてゐると思ひます。そういうことは国際的にもおもしろくないのじゃないか、こういうことを言つてゐるわけですが。

○政府委員(渡野滋君) 天然資源に對します恒久主権論というのは、先ほど申し上げましたように、最近非常に国際的にも問題になつておる。今後国際的に見て法律論としてどう展開がされますか、私も実はこの点につきましては専門家がございせんのでわかりませんが、現実を見ますと、こういう天然資源に對する恒久主権論というのが考え方として強くなつたと同時に、

反面、具体的には、天然資源国と申しますものは開発のお金はない。外国からやはりこれを開発するために必要な資金は導入し、あるいは技術は導入し、そうしてそれを開発するというのが現実の姿でございます。そうなりますと、そこで国際的な合併、あるいは海外投資ということが起こってくるわけでございます。そういう意味で、やはり非常の場合にそういう非常危険を担保するという制度を国として持つておきたいことは、私は十分意義があるのではないかと一つでございます。

ひるがえりまして、日本の立場というものをとりましても、先刻も御説明申し上げましたように、一次産品、これは農産物あるいは鉱産物を問わず日本は海外に大部分を依存しているわけでございます。まして、やはり、こういう資源の長期的な安定の確保ということは日本の立場としてぜひ必要なのでございまして、もちろん、ただいま御質問にもございましたように、あるいは補政務次官の御答弁にもございましたように、相手国の立場、資源保有国の立場、これを十分に尊重し、向こう側の政策というものも十分に理解をし、十分な話し合いの上に両者納得のいくかっこうで、わがほうから見れば長期的な資源の確保、相手方から見れば、そういう持つております資源の開発というものを進めるといことが起こってくると思ひまして、その場合、やはり非常危険が出たときに、国がある程度制度としてこれをカバーをしてやるということ、そういう意味での意義はあるのではないかと、私そういうふうと考えております。

○須藤五郎君 そのものの考え方、それはやはり自民党的なものの考え方であり、私たちの言っている考え方、これは共産党的だと言えば共産党的であるかも知れませんが、私たちが現在、この考えが実際に国際的だと思っているんです。そうして今後、こういう考え方がどんどんと世界じゅうに大きくなっていくものと考え方だと思つておるのですね。先ほど政務次官は、よその

国でもどんどんやつておるのだ、日本はおそきに失しているのだというふうなことをおっしゃいましたけれども、もうよその国はこれからそれをだんだん整理して、やはり天然資源の主権というものは、相手があるんだというところから、こういう行為はだんだんやめていくという傾向に私はあると思うんです。やめざるを得ない傾向が今日起こっていると思うのですね。そのときに日本が、こういうことをおそきに失したと云う。まあやらなければいけないものをあと追つかけてやっていくというところに、自民党的なものの考え方があつたというふうには私は理解するわけです。これは皆さんの考えと私たちの考えとは平行線といふところ。だから、これは意見をたかかわしても時間がむだになるだけだから、この点はやめにしておきますけれども、私たちはそういうふうな考えておるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

それで、少し例を述べたいと思ひますが、すでにザイルでは、外国人商活動のザイル化に関する法令ができて、その法令によりましてマツダ・ザイルとザイル日産はザイル化されたと聞いておりますが、この国に対しては銅の開発などでもかなりの日本の資本が投下されております。日本の会社が取用されたのはこれが初めてと聞きますが、石油の例をとるまでもなく、このような国有化、民族化の動きは今後広まっていくなろう、そういうふうには私は考えます。このような場合、輸出保険によつてその損失を補償してやつていたのでは切がなくなる、また、その点において安心を供与することは現地から非難を浴びている経済進出といふか、経済侵略を促進させることになるではないか。ザイルの場合、東洋工業、伊藤忠、日産、住友商事など、日本の大手のメーカーの出資だったようでございますが、このような大企業の経済進出に政府が輸出保険という形でそのしりぬぐいをしてやる必要はないんでないだろうか、こういうふうには私は考えますが、政府はどういうふうにお考えになりますか。

なりますか。

○政府委員(濃野滋君) ただいまザイルにおきましますいわけの広い意味での国有化——ザイル共和国政府は、これは国有化ではなくて、いわゆるザイル人による商業部門の活動、所有と申しますか、というふうな言つておりますが、ただいま御指摘ございましたように二つの会社、ザイル日産とマツダ・ザイルというこの二社が今回の対象になったわけでございます。まあそのほかにザイルに対しては御指摘のように、銅の開発その他で若干の会社が日本から出ております。今回のこのザイル共和国政府によつてとられた措置に対しましては、これは、保険の対象になつておりますものは、輸出保険法の現在の事故事由に該当するのではないかと私どもは考えておりますが、もしそうでございすれば、われわれとしては保険でカバーをしてやるという方向をとつていきます。これはザイルというこの二つのみならず、先ほど御答弁申し上げましたように、海外投資を別にこれによりまして無理やり押し出していく、私どもそういう考えはございません。

輸出保険法自身が、これは一國のそういういわゆる輸出の振興策というふうなことはもうございませんで、現在、主要輸出保険機構が、国際的にも御案内のように、ベルユニオンという場をもち一緒になりまして、国際的にいろいろな問題の検討をやつておりますし、OECDその他の国際的な舞台におきましても、まあいろんな面で、つまり政策の調整をやつておるわけでございます。私ども決してこれによつて日本が、政府がしり押して海外投資を促進をさせておるといふふうにはとつておりません。あくまでも保険という範囲の中で、事故が起つたときにこれをカバーしてやるという制度でございます。民間側の判断で保険の対象といたしまして付保いたしましたものに對しては、その事故が起つた場合には、これを法律に従つてん補してやる、こういうことで運

営をしていきたい、かように考えております。

○須藤五郎君 このザイルの場合、東洋工業と伊藤忠、日産、住友商事ですね、これが向こうのザイル共和国によつて統合されちゃうわけですが、取用されちゃうわけですよ、こういう会社ね。そういう場合に、日本の大手メーカーの出資によつたそれは、この輸出保険でカバーされるということなんでしよう、それでしよう。

○政府委員(濃野滋君) 先生のただいまの御質問につきましては、これが輸出保険の現在の海外投資保険の事故事由に該当いたしますれば、私どもといたしましては、必要な保険金の支払いを行なうことになつております。

ただ問題は、現在このザイル化の措置がとられたことに伴ひまして、ザイル日産及びマツダ・ザイルが、それぞれ政府の指定をいたしましたザイル側のいわば事業の引き渡し先と民間ベイスの話をしております。これは引き渡しをいたしますという条件がございしますから、これについての話し合いをやつておまして、もしこれで適正な補償が、かつ時期的に見ましても適正な時期に支払われると、つまり正当な対価が、補償があつて支払われるということになれば、これは保険事故になりませんから、その場合には保険の事故として保険金を支払うということはないと思ひますので、現在その民間ベイスでの譲渡についての話し合いを見守つておるといふのが現状でございます。

○須藤五郎君 ザイルはこれらの会社を接収しますね。そうすると、それを日本政府が補償するという法律をつくることに對して向こう側はどういう気持ちを持つのかという点なんです。そしてやはりそういう補償がされれば、これから日本の商社はどんどんと出かける。損があつた場合は国が補償してくれるんだ、こういう安易な気持ちでどんどん出かけていくという結果をつくるだらうし、そしてそういうことがなされた場合は、相手の国はどういう気持ちを持つてこれを迎えるかということですね。やはり海外進出を日本政府がど

んどんとブッシュしているんだと、そういうふうに向かうの国は受け取るのではないかとというのが私の言い分なんです、どうですか、それ。

○政府委員(濃野滋君) まず第一のザイルの問題につきましては、実は今回の改正の問題でございませんで、現実に制度としてもうすでにございませんで、海外投資保険制度の運用の問題でございませんで、新しい制度改正の問題ではないというのが第一点でございます。

第二点は、先ほども申し上げましたように、保険が事故が起きましたときに保険金を支払いますのは、それが事故として確定したときでございまして、もしザイルのこのザイル化の措置に伴いまして、現在持っておる日本の二社と相手方の事業の引き渡し先との間で適正な補償が適正な時期に行なわれるということになれば、これは保険事故にはなりませんので、私どもとしては保険金を支払うということとはございせん。問題は、こういういわゆる広い意味での国有化という措置がだんだん出てきた場合に、一体保険としてどういう態度をとるかという問題でございませんで、これはまた別問題でございまして、非常にあぶない地域、保険という立場から見ても非常に危険な地域というものは、あるいは投資保険の引き受けを停止をするというような措置も、これは別の問題として私どもとしては考えなければならぬ問題が一つございませんで。

それから第二は、保険の問題を離れまして、日本としては最初のいわば広い意味での国有化というものの事態に直面をしたわけでございませんで、これは先生御指摘のように、今後資源ナショナルリズムの高揚、あるいは先ほどの天然資源に対する恒久主権問題というふうな空気がからしきまして、こういう傾向はだんだん出てくると思ひます。そういう意味で、私どもとしましては海外投資、特に資源問題に対する海外投資については、より従来以上に相手方との十分な話し合いを、必要なら政府間の話し合い等も必要だと思ひますし、それから、こういう海外投資に關します二国

間、あるいはもっと広い国際的な舞台での海外投資に關する一つのルールと申しますか、これは資源保有国も含めた話し合い、こういうものも検討してみなければいけないんじゃないか、こういうふうな考へておられます。

○須藤五郎君 そういう海外の経済援助というものの、それはこういう形でしなくって、やはり国と国との立場に立つて、いわゆるひものつかない海外援助資金を出していく、こういうことが私は一番好ましいやり方だと思つてゐるのです。これはまあ次の機会に質問する金鉱法、この中にもこれと同じような性格が出てくるわけなんです。それがやらないために逆になるような感じもするのですが、だから、そのときはまたそのときで、この問題について質問をしてみたいと思つておりますが、やはり私たちの考へておるようなことが将来起こってくるという懸念がありますし、海外からそういう非難を受けることがやがて来るんじゃないか、こういうふうな私たちは見ているわけなので、これも私たちの——皆さんは共産党の意見だとおっしゃるかもしれませんが、後日のために私は一言申し上げておきたいと思ひます。

それから、次の質問に移りますが、現在、南アフリカ共和国に対する輸出や投資に對しまして輸出保険は一体どうなつておるのか、こういう点……

○政府委員(濃野滋君) 南アとの取引につきましては、御案内のように、国連の舞台での決議によりまして、いわば経済的な取引に対する制限がございませんで、わが国といたしましては、輸出入はいたしておられますけれども、いわゆる投資は認めておりません。そういう意味で、もちろん保険の対象にはなつておりません。

○須藤五郎君 南アフリカのローデシアに對しては、国連で貿易自体が禁止されているわけなんです。ところが、きょうの朝日新聞を見ると、「通関手続を厳しく、ローデシア貿易政策」という見出しで、国連から一つ非難が来ている。それに対して政府が、どう対処しようかということ

いろいろ苦慮されていらつしやるようでございませんで、こういうこともすでに問題になつてきているわけなんです。そうすると、いま投資はしていないが貿易はやつてゐる、こういうことをおっしゃいましたが、それは貿易は自由なんです、どうなんですか。国連で禁止されているのじゃないですか。あなた、ちよつといまこゝが違つてゐるような感じがしますが、どうですか。

○政府委員(濃野滋君) 国連の決議に基づきまして完全に貿易もやつておりませんのは、ローデシアとの関係でございませんで、南アに對しましては貿易関係は持つておりますが、投資は行なつておりません。ローデシアに對しては貿易関係も持たず、投資関係も持つておりません。諸外国は、南アにつきましては、貿易とそれから投資も行なつてゐる国がございませんで。

○須藤五郎君 ローデシアに對しては国連が禁止してゐると。そうすると、そのローデシアに對しては貿易は絶対してないということですか。

○政府委員(濃野滋君) ローデシアとの関係では、いわゆる貿易関係も投資の関係もございませんで、

○須藤五郎君 そうすると、この新聞記事は正しくないということでしょうか。

○政府委員(濃野滋君) 朝日新聞の記事、私見では、南アとは私も日本は貿易関係を持つておりまして、おそらく現在それが問題にしておるものは、南ア産ではなくローデシアのクロームの鉱石を買つておるのではないかと、これに關する問題ではないかと思ひます。私も、ローデシアとの経済的な制裁と申しますか、国連決議に基づきましてローデシアとの貿易関係を持つておりませんので、南アからの輸入につきましては、まず原産地証明書等を取りまして、南ア産であるということの確認のもとに輸入をしております。そういうことですが、ただそれを、ローデシアのものが南アという名前のもとに入つたのではないかと、ということに關する記事ではないかと私は思ひま

す。

○須藤五郎君 あなた、これまだ読んでませんか。

○政府委員(濃野滋君) ただいま御指摘の記事は、私ちよつと読んでおりません。

○須藤五郎君 ローデシアの原産のものを、南アフリカ共和国原産という擬装のもとで入れているという点が問題になつておるのです。こういうあくどいことをやることは、私は、国際的にもよろしくないことじゃないかと思ひます、慎重なきやならぬことだと思つておるのですが、それに対して政府はどういうふうに対処していくつもりですか。

○政府委員(濃野滋君) ただいまお答え申し上げましたように、南アとの取引関係は持つておる、ローデシアとの貿易関係は持つていない。ただし、御案内のように、南アとローデシアはいわば隣接した国でございまして、南アから南アのものというところでローデシアのものが入るということを押えるために、南アとの取引につきましては、南ア原産であるという原産地証明を全部取ることにしております。それのないものは入れないということとで現在南アとの貿易をやつておるというのが現状でございませんで。

○須藤五郎君 それから、投資につきまして、政府も、禁止しているように先ほどおっしゃいましたが、貿易は盛んにやられております。その貿易高は、七三年には十一億千八百万ドルにも達しております。南アについてはアパルトヘイトと呼ばれる人種差別が国連でも問題になり、国連総会決議は南アに對する借款、投資、あらゆる軍事、経済、技術援助をやめ、貿易も控えるように要請してきておると思ひます。ところが、日本は事実上の武器ともなる車両などを大量に輸出しております。そして、アフリカ諸国の非難をあびておるというのが事実だと思ひます。アフリカ諸国の南アに對する経済断交に逆行するこのような動きは、発展途上国との正しい経済協力の姿とは言えないものである、私はこういうふうにか考えます。

して、総理が現地に行きましたとき、ああいつか批判を受けたということに對しましては、日本政府としても非常に反省があるわけでございます、今後そういう問題に對しましては、秩序の輸出というようなことで真剣に検討していかなくてはいいないと思いますが、具体的には事務局のほうから御説明を申し上げたいと思います。

○政府委員（濃野滋君） 東南アジアとわが国と

関係ということになりますと、大まかに申し上げますと、いま、東南アジアは日本の輸出先といったしましては約二五％、四分の一が東南アジアに向けておる。輸入では、たしか約二割が東南アジアからの輸入ということで、全体で見してもそこでわかりますように、つまり五％日本が出超だということかこうになる。これはもう事実でございます。ただ、ただいまタイの御指摘がございました。私、ここにタイと日本とのこまかい数字を持つておりませんので、はなはだ恐縮でございますが、タイは、前から二国間のアンバランス問題を非常に大きな問題として取り上げておることは、これはもう先生御指摘のとおりでございます。日本としては、このアンバランスを何とか解消したいということ、特にタイにつきましては、日タイ間に定期的ないわば両国間政府で協議をするという協議機関を設けてまして、この場を通じて新しい輸入品の開発促進、輸入の促進ということに大いにつとめておるわけでございます。

同様なことは、東南アジアその他の国にも、たとえばインドネシアのような産油国を除きましてはすべて出てくる問題でございまして、いま政務次官お答えになりましたように、まず、日本といしましては、日本の輸出品が相手国、特にだんだん工業化が進みまして、消費財中心に自国産品もできております国に対しては、特に輸出に注意をしていくということが一つだろうと思ひますし、第二は、なかなかこれは現実論としてはむずかしゅうございますが、日本が買えるものを見つけていく、必要ならば、いわゆる開発輸入と申しますか、先ほど先生御指摘のように、これが資源収奪になることは問題でございませうけれども、相手国政府あるいは関係者とも十分相談の上、相手国側の希望に沿った関係で日本になるべく物を持ってくるといふための努力をするということが、東南アジア貿易の中心ではないかと思ひます。

もう一つは、最近東南アジアは特に肥料、鉄鋼等いわば工業開発、民生安定という観点から非常

に物をほしがっておりまして、たまたま日本は昨年
年末以来、国内的な事情からこういうものの供給
にも不足を生ずるというかつこうになりましたけ
れども、日本としては、いわば東南アジアとの関
係が十分円滑にいくために、そういうほしがるも
のはぜひ日本から十分な供給をはかるような方法
を考えていく必要がある、こういうふうにかけて
おります。

○須藤五郎君 日本の経済進出、輸出や貿易も相手国の産業を衰退させてしまおうというのは、これはおよそ意味がないと思うのです。やはり平等互恵の経済交流でなければ私は意味がないと思うわけですね。進出した大企業をタイの場合で見ますと、自動車工業の七〇％、繊維工業の七〇％、エレクトロニクス工業の六六％、食品工業の八八％、いずれも生産高比率でござえますが、というたいへんな支配率でタイの国内資本を衰退に追い込んでおるといのが現状だと思ふのです。多少の経済援助がありましても、結局経済侵略の

手段になっておる。輸出保険制度がこのような経済侵略の安定に役立っているとするれば問題があると思います。輸出保険をかける場合、そういう相手国経済への影響という点をチェックすべきではないか、こう私たちは思いますが、どうでございませうか。

○政府委員(濃野滋君)　ただいま先生御指摘の、タイをはじめ東南アジアのみならずいゆる発展途上国というのは、一方、国内の産業の保護ということのほかにはやはり国内開発、工業化のための資金が足りないということ、外国からの外資の導入政策というのを積極的に進めているというものが現状ではないかと思ひます。したがひまして、外資の導入にあたりましては、むしろそれぞれの政府がそれぞれの立場からひとついろんな規制をやつておきまして、外資の流入を促進すると同時に必要な規制をやる。私も保険の申し込みがございましてときには、そういう相手国政府のポリ

シ、これに沿ったものであるかどうかというところを従来から検討してまいりました。ただ、たまた

たまいま御指摘のように、タイのように日本の企業が非常にたくさん行つて、経済的にもあるいはビヘービアの面でもいろいろ問題を起こし、あるいは起こすおそれがあるということは事実でございます。そういう相手国政府のポリシーをチェックするほかに、私どもの立場、日本政府の立場から見ましても保険の個々に当たりまして、そういう心配があるかどうかというような点を十分チェックをするというような運用をこれから考えていかなければならないのじゃないか、こういうふうに考えております。

○須藤五郎君 時間的に議論をする時間がなくなってきたから、質問をずっと続けますが、進出する日本の企業に雇用される東南アジアの人たちの低賃金もまた問題があると思うのです。進出の動機そのものが低賃金である。マレーシアの味の素工場の日本人工場長が次のように言っておることは、政府も御存じだろうと思うのですが、東南アジア進出の理由はいろいろある、第一はチー

ブレイバーだ、こういうことを言っているのですね。タイの場合、日系企業に働く労働者の平均賃金は月給でわずかに三十五ドル、繊維業では二十七ドル、こういうようにいわれております。インドネシアのある東レの紡績繊維工場では、千二百人のインドネシア人労働者の賃金は高校卒で月に一万ルピア。日本の金に直して約七千円です。日本の十分の一だということが言われておるわけです。ここに日本の企業の進出の魅力があるという

ことは、味の素の工場長がはつきり言っているのを見ましてもわかると思うのです。輸出保険制度によりまして安心を供与されておる日本の海外投資の実態を見ますと、これでは反日運動が起るのとは当然と、こういうふうに思われるわけでございます。現地人を低賃金で搾取するような大企業は海外進出については、輸出保険制度の段階でも私はチェックしていくべきだと、こういうふうに思っております。

私は、一昨年タイに旅行しました。ヨーロッパの旅行の帰りにタイに寄りました。非常に貧富の差

がひどいということ。あそこで社会問題が起らないのが私はふしぎでならなかったわけです。これから問題の起ってくるのはタイ国だといつても、私は差しつかえないような気がするんですが、そこへ、こういう状態で日本の企業が今後とも国の力にカバールされて、そして無制限に出ていくということになれば、これは将来必ず問題を起すといふことは思ひますが、その点を政府はどういうふうに考えているか。やはり輸出保険制度の段階でチェックしていく必要があるのではないかとというのが私たちの意見でございます。どう

でございますが、次官、どうなんでしょうね、こういう点は。私は政治的な判断だと思ふのです。単なる事務的な問題じゃないと思ふのですがね。

○政府委員(楠正俊君) もちろんこの輸出保険法でチェックをするということは、先ほど局長のほうから、相手国のポリシー等に合わせて、それを勘案しながらチェックするという、そういったことをお答えいたしました。それももちろんでござい

ざいですが、そういうた事務的な段階でチェックするというだけではなく、やはり政治的な立場から、そういった賃金が安いから、向こうが魅力があるといったようなことを堂々と味の素の工場長が言ったとすれば、はなはだどうもわれわれの首に沿わないようなことをやっておるわけでございますから、政治的な段階におきましてもチェックをしていかなければいけないというように考えております。

○須藤五郎君 通産省の役人としてはどうですか、いま政務次官の答弁がありました。

○政府委員(濃野滋君) ただいま政務次官から答弁がございましたように、日本の進出企業の、特に東南アジア諸国に対する進出の動機の一つとして、安い労働力が確保できるというのが一つの投資の動機であることは、率直に申し上げまして私はあったと思います。ただ、その安い労働力がけがその進出の動機ではなくて、いろんな動機

ございます。特にタイ等におきましては国内の需要を充足、工業化、そのほかにより輸出産業も

くりたいというような政府の意向もございました。いろんな意向がからみ合つて、タイにはかなりの件数が出ておるわけでございます。私も先ほど申し上げたように、保険の段階でのチェック、これは相手国政府のポリシーに沿っているかどうかというチェックもございしますが、ただいま政務次官から御答弁ございましたように、単に保険法の運用というだけではなしに、もう少し日本の海外投資のいわば相手方に好かれると申しますか、問題を起さない投資を進めていくためには、単なる保険の運用ということではなしに、保険を使ひまして必要な指導をしていくということ、私も私どもとしても考えていかなければいかぬ、かように考えております。

○須藤五郎君 もう少しことを明瞭におっしゃってください、はつきりと、聞きづらから。次にまいります。

マレーシアの元日本留学生は次のように言っております。日本人が道路をつくるのは車を売るためだ、発電所をつくるのはテレビを売るためだ、病院を建てるのは薬を売るためだ、このようにして日本の経済援助も日本の大企業の商品輸出の手段になっているにすぎない、こういうふうな日本留学生は帰つて言っているわけですね。ずいぶんひどいことを言われているのだと私も思うわけですが、まあ当たらずといへども遠からずと、大体当たつてゐるんじゃないかということが言えると思うんです。このような日本企業への反感は、ついにこの間の田中総理の東南アジア訪問の際爆発し、日本ペイント・インドネシアや、本田技研工業などが現地人の襲撃を受けて操業停止になつたようでございます。このように、現地の住民の日本の大企業に対して不満が爆発して、たとえば内乱などになり輸出や海外投資などが打撃を受けた場合も、輸出保険制度によりその補償を受けることになるのかどうか、簡単に、なるかならぬことと答えてください、時間がありませんか。

○政府委員(濃野滋君) ただいま先生の御指摘のような、いわゆる政治危険と申しますか、内乱とか戦争、こういう事態によりまして起こりました損害に対しましては、現在の投資保険の対象として、事故の対象として……。

○須藤五郎君 そこが聞かえないんですよ、もつとはつきり言わぬと。

○政府委員(濃野滋君) 事故の対象として、保険金支払いの対象になります。

○須藤五郎君 そういう場合は保険の対象になる、こういうことですね。

○政府委員(濃野滋君) はい。

○須藤五郎君 それでは、輸出保険制度があるために、日本の大企業は政治的危険をおかして経済侵略をしても、その損失を心配する必要はない、こういうことになると思いますが、現地の人の反発を受けるような問題の多い海外投資などは、輸出保険の段階でもチェックすべきではないかというのが私たちの意見ですが、どうですか。

○政府委員(濃野滋君) 先ほどから御答弁申し上げましたように、いわゆる輸出保険を、単に収支を償うとか、こういう意味ではございせん、健全な海外投資が行なわれるように投資保険の運用によつて必要な指導をしていきたい、こういうふうなことを考えております。

○須藤五郎君 議論したいけれどもやめまじょう。海外投資保険ですね。この海外投資保険業務の対象を拡大するというところでございしますが、融資買入の場合ですね、輸銀から資金の供給を受けているという話でございしますが、その利息など、融資の条件はどのようなものでございましょう。簡単に答えてください。

○政府委員(濃野滋君) いわゆる輸銀の輸入金融というところで、鉱物等必要なものの開発、これの引き取りについては輸銀の輸入金融の対象になっております。輸入金融の金利につきましては、現在六・五％から七％程度、個々のケースによつて違ひますが、その程度の金利になっております。

○須藤五郎君 輸銀の金は、十大商社がその三割ぐらゐを使つてゐるということでございます。結局、融資買付けによる対象の拡大も大企業の利益第一主義の海外投資になつており、しかもそれが国家の資金である輸銀の金を使うという形になつております。日本の資源不足につけ込んだ利益第一主義の海外投資に今回の改正は道を開くもので、こういうふうな私たちは理解しますが、どうですか。

益第一主義の海外投資になつており、しかもそれが国家の資金である輸銀の金を使うという形になつております。日本の資源不足につけ込んだ利益第一主義の海外投資に今回の改正は道を開くもので、こういうふうな私たちは理解しますが、どうですか。

○政府委員(濃野滋君) 輸銀の現在の融資の中で、いわゆる大企業の比率がどのくらいか、ちょっと私、数字は持ち合わせませんが、輸銀の融資というものが主としてプラント類の輸出、それから輸入につきましましては、国民経済上必要な鉱物等の原材料の輸入ということでございますので、実際問題としていわゆる大商社、大企業が輸銀融資の対象になつてゐるということは、これは事実でございます。しかし、一方、やはり日本は主要資源全部外国に依存してゐるわけでございますので、この安定的な確保ということ、これは一方、日本の政府としてぜひ必要なこととございまして、そういう政策的判断から、ある程度政府関係機関でございまして輸銀から必要な資金を供給するということは、これは必要なことではないか、かように考えておるわけでございます。

○須藤五郎君 次に、為替変動保険について質問を二、三問するわけですが、これは免責期間が二年となつておるわけですね、これによりまして、外国の例では、一年というのが通産省の資料でも多くなつておるように思ひます。二年とした積極的な理由はどこにあるのかという、それを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(濃野滋君) 二年をこえます中長期の延べ払い輸出、これを今度為替変動保険の対象にするわけでございますが、これについては二つの理由がございまして、

一つは、日本のいわゆるプラント等の長期延べ払い輸出の中で、外貨建ての取引の比率が非常に多うございまして、諸外国に比べましていわゆる自国建て通貨、日本で言えば円取引の比率というものが非常に低いために、為替変動というの一般的に全部に起こる事故でございまして、事故が

起こつた場合に保険の運用として、つまり、保険料を幾ら取つたらいいかという問題とからんでまいりまして、この期間を短くすればするほど保険料が高くなるという問題が一つございまして、それから第二は、この保険は、為替変動というものはある程度予想ができません、したがひまして、この期間が短くなりまして、いわゆる逆選択、あふないときにあふないケースだけ保険にかけるというケースがふえてまいりまして、これまた保険の運用上問題がございまして、それが第二の理由でございます。

裏返しの第三の理由といたしまして、それでは二年以下の短期の取引、これも為替変動がございしますればリスクを負うわけでございますけれども、この実態を見ますと、大体雑貨、繊維等通常の輸出は、輸出契約から船積みまで四カ月程度のものでございまして、このリスクは、いわゆる為替の先物予約制度、これが六カ月程度まで先物の予約ができる、これによつてほぼカバーできると。繊維、雑貨等の取引につきましましては、全輸出の九十数％がそういうケースでございまして、形式的には先物予約の六カ月と二年の間に穴はあきますが、実態的にはそれほど大きな問題はないということ、まず本制度の発足にあつては二年という免責期間を設けた、こういうわけでございます。

○須藤五郎君 政府からもらつた表によりまして、それからオランダですね、こういうところは一

○政府委員(濃野滋君) 先生御指摘のように、諸外国七カ国程度がこの制度を持っておりますが、二年という免責期間を設けておられますのはドイツだけでございまして、今度日本が二年になります。が、フランスも実は発足のとき二年で発足をいたしました。その後一年という改正をいたしました。先ほど申し上げましたように、日本は外貨建ての比率が多いということからこの変動保険、これは保険でございますので、保険収支、保険料というものの算定、いろいろその面の問題がございまして、さしあたりこれは二年で発足をしたいというのが私どもの感じでございます。将来、長い長期の問題としてこの二年の免責期間をどう考えるかという点は、今後の問題として考えていきたい、かように考えております。

○須藤五郎君 大企業が輸出するプラントの下請をやっておる中小企業には、一定のメリットがあると思われすが、みずから輸出をしておる中小企業は一体どうなるのかということなんです。たとえば金庫洋食器やそれから雑貨類ですね。こういったものはもう輸出すればすぐ代金をもらえるというたてまえだと思ふんです。そういう人たちに對してこの輸出保険が二年の期限ということですね。それじゃはなはだ困る場合が出てくると思ふんです。このような中小企業の取引というのは大体半年とか一年前後で決済期が来る、これがほとんどだと思つています。そうなると思ふと、対象とならずに、為替変動による被害をものにかぶることになってくると思ひます。これに對して政府はどういう対策を持っていられしやるか、伺つておきます。

○政府委員(濃野滋君) 先生御指摘のように、中小企業が取引をしておりますのは繊維でございます。とか、雑貨でございますとか、いわゆる通常取引のものが非常に多いございまして、これは、成約から船積みが始りますまでの期間が四カ月程度であるものが、大部分でございます。これにつきましては、船積み前のいろいろな事故につきましまして、普通輸出保険というものの対象になつてお

ります。為替の変動のリスクにつきましまして、先ほど申し上げましたように六カ月の先物予約制度というものがございまして、この予約制度によりまして先物をつないでおきますと、為替リスクはカバーができる。こういうことで、中小企業者の方の取り扱うリスクは、現在でございます先物予約制度によつてほぼ全部がカバーできる、こういうことになっております。

○須藤五郎君 先物予約制度の答弁がありました。が、為替の予約といひましても、それには一定のリスクがあるわけございまして、先物相場場でやる場合も、先物相場の値段によつては輸出価格が高くなる場合も起こると思ふんです。そうすると、中小企業の価格面での国際競争力が弱くなるというところも起こつてくるんじゃないですか。被害を受ける可能性が私はその場合起こつてくると思ふので、したがって、中小企業に對しましては二年間の免責期間をはずしまして、なお、三%の足切りもやるような措置をとらないと、中小企業を放置して大企業のみを救ふことにはいかならない、こういうふうに私は思ふんでございまして、その辺は政府はどういうふうにか考へていらつしやるか、中小企業に對する何かこれにかわる対策を持っていられしやるのか。

○政府委員(濃野滋君) ただいま御答弁申し上げましたように、中小企業の方が行なつておられます取引、主として繊維、雑貨等が中心でございまして、これはいまの六カ月という先物予約の範囲内でも、もし先に円が高くなつたことによつて、輸出して實際のお金が入りますときに、契約をするときの相場よりも円高になつて損をするという場合に、この先物予約制度でつないでおけばリスクはカバーできるわけございまして、いま先生の御指摘のように、先が円安だといふときには、これはだれも先物をカバーしない、こういうことになりまして、問題は中小企業であるがゆゑになかなかその予約ができない。各銀行にワケがない、これが問題だらうと思ひますが、これは先生御案内のように、昨年ワットになりしましたあとに、

そういう中小企業のために特別に外貨を預託をいたしまして、中小企業用のワケをつくりまして、このワケをつくらせておけば中小企業の方は必要なときにはいつでも予約ができる。たしか秋までの間に十五、六億ドル、そのための預託をいたしました。現在先物にプレミアムがついておりましたので、現在先物予約の必要性といふものはなくなつてまいりましたために動いておりませんが、もしそういう必要が出てきた場合には、同じようなことを考へましてスムーズに先物の予約ができるようにすれば、為替リスクは十分カバーできるのではないかと、こういうふうにか考へております。

○須藤五郎君 二年たないといふ保険の効力が発生しないといふと、二年間にはいろいろな変動も起こることが考へられまふし、そのときにつくった保険が発動しないといふことになる、やはり中小企業としては損失を受けるのですがね。そういうことで中小企業が損失を受けるような場合には、何か特別な手段で中小企業の受けた損失をカバーしていくのだ、こういうことでございまいしょうか、どうでしょうか。これはもう少し具体的に述べておいていただきたいんです。

○政府委員(濃野滋君) 今回創設をいたします為替変動保険は、対象がいわゆる中長期の延べ払い輸出といふことになつておりますので、一般の諸外国ともそうございまして、免責期間が一年か二年かの違いがございまして、対象はすべてプラント等の中長期ものの延べ払い輸出を対象にするといふことございまして、現在中小、いわゆる中堅中小企業の方も、プラント輸出の中の約二割ぐらいは件数で取り扱つておられますので、この方たちは本保険の対象になると思ひます。したがって、先生のお考へになつていらつしやいます繊維、雑貨等につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、現在の先物予約制度でカバーができる。

いものをつくるかといふ問題でございしますが、これにつきましては、直接これとの関係はございませぬけれども、中堅中小の業者に對しましては、いわゆる従来、市場開拓準備金といふことで利益率の一定率を小さな人たちにだけ積ませる制度が現在税法上ございまして、これの活用も可能かと思ひますし、一般的に為替リスクがございしたときには、この前のスミソニアン体制のときの為替変動の場合と同様に、税法上、その他の点でそのときに国の政策として処理を考へることにするのでないか、こういうふうにか考へております。

○委員(鈴木幸弘君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○委員(鈴木幸弘君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記をやめてください。
 「速記中止」

○委員(鈴木幸弘君) 速記を始めてください。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。
 輸出保険法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。
 「賛成者挙手」
 ○委員(鈴木幸弘君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
 なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○委員(鈴木幸弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
 本日はこれにて散会いたします。
 午後二時三十五分散会

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月十五日)

一、輸出保険法の一部を改正する法律案

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、長野県松本市、飯田市に商工組合中央金庫の支店設置に関する請願(第四三九六号)

第四三九六号 昭和四十九年五月二日受理

長野県松本市、飯田市に商工組合中央金庫の支店設置に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内

岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

中小企業経営の急迫した現況下において、中小企業の近代化、協業化、共同化を推進するため、是非とも、商工組合中央金庫の支店を松本市及び飯田市に設置されたい。

理由

最近の中小企業をめぐる内外の環境の変化は一段と厳しさを加え、中小企業の経営の悪化は著しい。中小企業の振興対策として、金融の問題は最も重要であるが、政府関係の中小企業専門の金融機関である商工組合中央金庫の支店は、県内においては長野市と諏訪市にあるのみで、遠隔の地域を多くもつ本県においては、利用に極めて不便である。

昭和四十九年六月七日印刷

昭和四十九年六月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局